

## 富山県人権教育・啓発に関する基本計画 新旧対照表

現 基本計画（平成19年3月）	見 直 し 案	備考
<p><b>第1章 基本的な考え方</b></p> <p><b>1 基本計画策定の背景</b></p> <p><b>(1) 国際社会における取組</b></p> <p><b>ア 国連と世界人権宣言</b></p> <p>世界の平和や安全を維持し、各国間の友好関係を発展させることやすべての人々の人権・基本的自由を尊重するよう国際協力を達成すること等を目的として、1945(昭和20)年10月、国際連合(以下「国連」という。)が設立されました。</p> <p>その国連憲章で定められた人権と基本的自由の具体的な内容は、「世界人権宣言」としてとりまとめられ、1948(昭和23)年12月に開催された第3回国連総会において採択されました。</p> <p>世界人権宣言は、人権及び自由を尊重し確保するために、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準を定めたもので、前文と30カ条で構成され、第1条において「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを受けられており、互いに同胞の精神をもつて行動しなければならない。」と規定するとともに、第2条第1項において、「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができます。」と規定し、第3条以下で生命、自由及び身体の安全に対する権利をはじめ多くの基本的人権について規定しています。</p> <p>また、1950(昭和25)年の第5回国連総会で毎年12月10日を「人権デー」として世界中で記念行事を行うことが決議されました。</p> <p><b>イ 国際人権規約等人権関係の諸条約</b></p> <p>世界人権宣言を実効あるものとするため、1966(昭和41)年12月、</p>	<p><b>第1章 基本的な考え方</b></p> <p><b>1 基本計画策定の背景</b></p> <p><b>(1) 国際社会における取組</b></p> <p><b>ア 国連と世界人権宣言</b></p> <p>世界の平和や安全を維持し、各国間の友好関係を発展させることやすべての人々の人権・基本的自由を尊重するよう国際協力を達成すること等を目的として、1945(昭和20)年10月、国際連合(以下「国連」という。)が設立されました。</p> <p>その国連憲章で定められた人権と基本的自由の具体的な内容は、「世界人権宣言」としてとりまとめられ、1948(昭和23)年12月に開催された第3回国連総会において採択されました。</p> <p>世界人権宣言は、人権及び自由を尊重し確保するために、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準を定めたもので、前文と30カ条で構成され、第1条において「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを受けられており、互いに同胞の精神をもつて行動しなければならない。」と規定するとともに、第2条第1項において、「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができます。」と規定し、第3条以下で生命、自由及び身体の安全に対する権利をはじめ多くの基本的人権について規定しています。</p> <p>また、1950(昭和25)年の第5回国連総会で毎年12月10日を「人権デー」として世界中で記念行事を行うことが決議されました。</p> <p><b>イ 国際人権規約等人権関係の諸条約</b></p> <p>世界人権宣言を実効あるものとするため、1966(昭和41)年12月、</p>	

現 基本計画（平成19年3月）	見 直し 案	備考
<p>第21回国連総会において「国際人権規約」が採択されました。</p> <p>この規約は、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（「A規約」）」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約（「B規約」）」※1 及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書」から成り立っています。</p> <p>さらに、個別の人権の保障のため、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（1965（昭和40）年12月採択。以下「人種差別撤廃条約」という。）※2、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（1979（昭和54）年12月採択。以下「女子差別撤廃条約」という。）※3、「児童の権利に関する条約」（1989（平成元）年11月採択。以下「子どもの権利条約」という。）※4 など、多くの人権に関する条約が採択されています。</p> <p><b>ウ 人権教育のための国連10年</b></p> <p>東西冷戦の終結後、世界各地において人種、宗教の対立などによる地域紛争が頻発し、人権侵害や難民の発生など深刻な状況が続いていました。</p> <p>一方、東西対立の崩壊を契機として、人権問題に取り組む気運が次第に高まりを見せました。</p> <p>1993（平成5）年6月、ウィーンで開催された国連世界人権会議※5において採択された「ウィーン宣言」及び行動計画の中で、人権分野における教育活動を促し、奨励し、かつ重視するために、「人権教育のための国連10年」の宣言の検討が行動計画に盛込まれたこと等を受けて、1994（平成6）年12月、第49回国連総会において、1995（平成7）年1月1日に始まる「人権教育のための国連10年」を宣言する決議と行動計画が採択されました。</p> <p>この行動計画において、「人権教育」とは、「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するためを行う研修、普及及び広報努力」と定義されており、また、行動計画の目的を次のとおりとしています。</p> <p>① あらゆる段階の学校、職業研修、及び公的、非公的な学習の場において人権教育を促進するためのニーズを評価し、効果的な戦</p>	<p>第21回国連総会において「国際人権規約」が採択されました。</p> <p>この規約は、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（「A規約」）」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約（「B規約」）」※1 及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書」から成り立っています。</p> <p>さらに、個別の人権の保障のため、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（1965（昭和40）年12月採択。以下「人種差別撤廃条約」という。）※2、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（1979（昭和54）年12月採択。以下「女子差別撤廃条約」という。）※3、「児童の権利に関する条約」（1989（平成元）年11月採択。以下「子どもの権利条約」という。）※4 など、多くの人権に関する条約が採択されています。</p> <p><b>ウ 人権教育のための国連10年</b></p> <p>東西冷戦の終結後、世界各地において人種、宗教の対立などによる地域紛争が頻発し、人権侵害や難民の発生など深刻な状況が続いていました。</p> <p>一方、東西対立の崩壊を契機として、人権問題に取り組む気運が次第に高まりを見せました。</p> <p>1993（平成5）年6月、ウィーンで開催された国連世界人権会議※5において採択された「ウィーン宣言」及び行動計画の中で、人権分野における教育活動を促し、奨励し、かつ重視するために、「人権教育のための国連10年」の宣言の検討が行動計画に盛込まれたこと等を受けて、1994（平成6）年12月、第49回国連総会において、1995（平成7）年1月1日に始まる「人権教育のための国連10年」を宣言する決議と行動計画が採択されました。</p> <p>この行動計画において、「人権教育」とは、「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するためを行う研修、普及及び広報努力」と定義されており、また、行動計画の目的を次のとおりとしています。</p> <p>① あらゆる段階の学校、職業研修、及び公的、非公的な学習の場において人権教育を促進するためのニーズを評価し、効果的な戦</p>	

現 基本計画（平成19年3月）	見 直 し 案	備考
<p>略を策定すること</p> <p>② 国際社会、地域、国内及び地方のレベルにおいて人権教育のための計画と能力を形成し、強化すること</p> <p>③ 人権教育教材の調整のとれた開発</p> <p>④ 人権教育の促進に果たすマスメディアの役割と能力の強化</p> <p>⑤ 世界人権宣言ができる限り多くの言語、並びに様々なレベルの識字能力の人々及び障害を持つ人々に適するような言語以外の形式で世界的に普及させること</p> <p><b>エ 人権教育のための世界計画</b></p> <p>「人権教育のための国連10年」（1995～2004年）の終了を受け、2004（平成16）年12月の第59回国連総会において、全世界的規模で人権教育をさらに発展させるために、2005（平成17）年1月1日から開始される「人権教育のための世界計画」を宣言する決議が採択されました。その後、同年7月に、初等中等教育に焦点を当てた第1フェーズ（2005～2007年）の行動計画改訂案の採択等を内容とする決議が採択されました（両決議とも我が国は共同提案国）。</p> <p>（2）国内における取組</p> <p>ア 憲法</p> <p>我が国の最高法規である憲法では、基本的人権の尊重を国民主権、永久平和主義とともにその基本原理としています。</p>	<p>略を策定すること</p> <p>② 国際社会、地域、国内及び地方のレベルにおいて人権教育のための計画と能力を形成し、強化すること</p> <p>③ 人権教育教材の調整のとれた開発</p> <p>④ 人権教育の促進に果たすマスメディアの役割と能力の強化</p> <p>⑤ 世界人権宣言ができる限り多くの言語、並びに様々なレベルの識字能力の人々及び障害を持つ人々に適するような言語以外の形式で世界的に普及させること</p> <p><b>エ 人権教育のための世界計画</b></p> <p>「人権教育のための国連10年」（1995～2004年）の終了後も、人権教育は必要であるとの認識から、国連では2005（平成17）年「人権教育のための世界計画」を開始しました。2005（平成17）年から2009（平成21）年までは初等・中等教育に焦点を当てた人権教育のための世界計画第1フェーズ、2010（平成22）年から2014（平成26）年までは高等教育と教育者や公務員に焦点を当てた同第2フェーズ、2015（平成27）年から2019（令和元）年までは、第1、第2フェーズの実施の強化とメディア専門家及び報道関係者への人権研修の促進に焦点を当てた同第3フェーズとされています。2020（令和2）からの第4フェーズでは、若者に焦点を当てることとされています。</p> <p><b>オ 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）</b></p> <p>2015（平成27）年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた、持続可能な開発目標（SDGs）は、人権が大きな柱となっており、そのアジェンダの前文では「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児の能力強化を達成することを目指す」とされています。</p> <p>（2）国内における取組</p> <p>ア 憲法</p> <p>我が国の最高法規である憲法では、基本的人権の尊重を国民主権、永久平和主義とともにその基本原理としています。</p>	<p>「人権教育のための世界計画」の経過を追記</p> <p>「SDGs」の記載を追加</p>

現 基本計画（平成19年3月）	見 直し 案	備考
<p>そして、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」（第11条）と規定しています。</p> <p>また、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」（第97条）と規定しています。</p> <p>このほか、国際人権規約をはじめ女子差別撤廃条約、子どもの権利条約、人種差別撤廃条約などの人権に関する条約が批准されています。</p> <p><b>イ 人権擁護施策推進法</b></p> <p>人権尊重を基本原理とする憲法の下において、人権尊重に関する認識が高まってきました。</p> <p>しかしながら、依然として、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別などの人権侵害が発生し、また、国際化、情報化、高齢化、少子化等による社会情勢の変化等に伴い、人権に関する新しい課題も生じてきました。</p> <p>こうした状況の中、同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について検討した地域改善対策協議会※6 は、1996(平成8)年5月の意見具申において、依然として存在する差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進と人権侵害による被害の救済等の充実強化を求めました。そして、「今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発として、発展的に再構築すべきと考えられる。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組を踏まえて積極的に推進すべきである。」と提言しました。</p>	<p>そして、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」（第11条）と規定しています。</p> <p>また、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」（第97条）と規定しています。</p> <p>このほか、国際人権規約をはじめ女子差別撤廃条約、子どもの権利条約、人種差別撤廃条約、<u>障害者権利条約</u>などの人権に関する条約が批准されています。</p> <p><b>イ 人権擁護施策推進法</b></p> <p>人権尊重を基本原理とする憲法の下において、人権尊重に関する認識が高まってきました。</p> <p>しかしながら、依然として、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別などの人権侵害が発生し、また、国際化、情報化、高齢化、少子化等による社会情勢の変化等に伴い、人権に関する新しい課題も生じてきました。</p> <p>こうした状況の中、同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について検討した地域改善対策協議会※6 は、1996(平成8)年5月の意見具申において、依然として存在する差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進と人権侵害による被害の救済等の充実強化を求めました。そして、「今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発として、発展的に再構築すべきと考えられる。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組を踏まえて積極的に推進すべきである。」と提言しました。</p>	<p>障害者権利条約 (H26. 1月 批准) を追記</p>

現 基本計画（平成19年3月）	見 直し 案	備考
<p>こうした人権尊重の緊要性に関する認識の高まり、人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢に鑑み、同年12月、人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに必要な体制を整備することにより人権の擁護に資することを目的として、「人権擁護施策推進法」が制定されました。（5年間の限時法で、2002（平成14）年3月25日で失効。）</p> <p>この法律においては、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育・啓発に関する施策や人権が侵害された場合の被害者の救済に関する施策の推進が国の責務であることを明記しています。</p> <p>また、施策の基本的事項を調査審議するため人権擁護推進審議会が設置され、1999（平成11）年7月に「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」、2001（平成13）年5月に「人権救済制度の在り方について」、同年12月に「人権擁護委員制度の改革について」の答申が行われています。</p> <p><b>ウ 「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画</b></p> <p>第49回国連総会において採択された「人権教育のための国連10年行動計画」を受けて、政府は1995（平成7）年12月、内閣に人権教育のための国連10年推進本部を設置し、1997（平成9）年7月、「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」（以下「国内行動計画」という。）を策定し、人権教育の推進を図ってきました。</p> <p>この国内行動計画においては、「人権の擁護・促進のためには、そもそも人権とは何かということを各人が理解し、人権尊重の意識を高めることが重要であり、人権教育は、国際社会が協力して進めるべき基本的課題である。」としています。</p> <p>そして、人権教育の推進にあたっては、1996（平成8）年5月の地域改善対策協議会意見具申に述べられている「世界の平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、全ての人の人権が尊重され、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、『人権の世紀』※7 であ</p>	<p>こうした人権尊重の緊要性に関する認識の高まり、人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢に鑑み、同年12月、人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに必要な体制を整備することにより人権の擁護に資することを目的として、「人権擁護施策推進法」が制定されました。（5年間の限時法で、2002（平成14）年3月25日で失効。）</p> <p>この法律においては、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育・啓発に関する施策や人権が侵害された場合の被害者の救済に関する施策の推進が国の責務であることを明記しています。</p> <p>また、施策の基本的事項を調査審議するため人権擁護推進審議会が設置され、1999（平成11）年7月に「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」、2001（平成13）年5月に「人権救済制度の在り方について」、同年12月に「人権擁護委員制度の改革について」の答申が行われています。</p> <p><b>ウ 「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画</b></p> <p>第49回国連総会において採択された「人権教育のための国連10年行動計画」を受けて、政府は1995（平成7）年12月、内閣に人権教育のための国連10年推進本部を設置し、1997（平成9）年7月、「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」（以下「国内行動計画」という。）を策定し、人権教育の推進を図ってきました。</p> <p>この国内行動計画においては、「人権の擁護・促進のためには、そもそも人権とは何かということを各人が理解し、人権尊重の意識を高めることが重要であり、人権教育は、国際社会が協力して進めるべき基本的課題である。」としています。</p> <p>そして、人権教育の推進にあたっては、1996（平成8）年5月の地域改善対策協議会意見具申に述べられている「世界の平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、全ての人の人権が尊重され、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、『人権の世紀』※7 であ</p>	

現 基本計画（平成19年3月）	見 直し 案	備考
<p>る21世紀に向けた我が国の重要な責務と言うべきである。」との認識を踏まえることが重要であるとしています。</p> <p>また、「憲法の定める基本的人権の尊重の原則及び世界人権宣言などの人権関係国際文書の趣旨に基づき、人権の概念及び価値が広く理解され、我が国において人権という普遍的文化を構築することを目的に、あらゆる場を通じて訓練・研修、広報、情報提供努力を積極的に行うことを目標とする。」としています。</p> <p>さらに、「人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対して、人権教育に関する取組を強化する必要がある。」とともに、「女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人等の重要課題に関して、それぞれ固有の問題点についてのアプローチとともに、法の下の平等、個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意する。」としています。</p>	<p>る21世紀に向けた我が国の重要な責務と言うべきである。」との認識を踏まえることが重要であるとしています。</p> <p>また、「憲法の定める基本的人権の尊重の原則及び世界人権宣言などの人権関係国際文書の趣旨に基づき、人権の概念及び価値が広く理解され、我が国において人権という普遍的文化を構築することを目的に、あらゆる場を通じて訓練・研修、広報、情報提供努力を積極的に行うことを目標とする。」としています。</p> <p>さらに、「人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対して、人権教育に関する取組を強化する必要がある。」とともに、「女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人等の重要課題に関して、それぞれ固有の問題点についてのアプローチとともに、法の下の平等、個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意する。」としています。</p>	
<p><b>エ 「人権教育のための国連10年」に関する富山県行動計画</b></p> <p>国内行動計画においては、「人権の問題は、国民一人一人が人権の意識を高め、他者の価値を尊重する意識、態度の涵養が重要である。このためには、政府の果たす役割とともに、地方公共団体、民間団体等に期待される役割も大きい。」とし、さらに、「このため、地方公共団体、民間団体等がそれぞれの分野において、この行動計画の趣旨に沿った様々な取組を展開することを期待する。」としています。</p> <p>富山県においては、従来から、県民の人権尊重意識の高揚を図るため、様々な教育・啓発施策に取り組んできましたが、県民の間に人権尊重の理念についての正しい理解が未だ十分に定着していない状況にあると思われました。</p> <p>このような状況を踏まえ、国内行動計画の趣旨に沿って、本県における人権教育・啓発に関する基本方針や施策の方向を示すため、2000(平成12)年3月に「『人権教育のための国連10年』に関する富山県行動計画」(以下「富山県行動計画」という。)を策定しました。</p>	<p><b>エ 「人権教育のための国連10年」に関する富山県行動計画</b></p> <p>国内行動計画においては、「人権の問題は、国民一人一人が人権の意識を高め、他者の価値を尊重する意識、態度の涵養が重要である。このためには、政府の果たす役割とともに、地方公共団体、民間団体等に期待される役割も大きい。」とし、さらに、「このため、地方公共団体、民間団体等がそれぞれの分野において、この行動計画の趣旨に沿った様々な取組を展開することを期待する。」としています。</p> <p>富山県においては、従来から、県民の人権尊重意識の高揚を図るため、様々な教育・啓発施策に取り組んできましたが、県民の間に人権尊重の理念についての正しい理解が未だ十分に定着していない状況にあると思われました。</p> <p>このような状況を踏まえ、国内行動計画の趣旨に沿って、本県における人権教育・啓発に関する基本方針や施策の方向を示すため、2000(平成12)年3月に「『人権教育のための国連10年』に関する富山県行動計画」(以下「富山県行動計画」という。)を策定しました。</p>	

現 基本計画（平成19年3月）	見 直し 案	備考
<p><b>オ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律</b></p> <p>政府は、国内行動計画や人権擁護推進審議会の答申等を踏まえて、人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策を実施していましたが、より一層の推進を図るためにには、人権教育・啓発に関する基本理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定や年次報告等、所要の措置を法定することが不可欠であるとして、2000(平成12)年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下「人権教育・啓発推進法」という。）が議員立法により制定されました。</p> <p>同法第2条で、「この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。」と定義しています。</p> <p>基本理念については、同法第3条で、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。」と規定しています。</p> <p>また、地方公共団体の責務として、同法第5条で、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定しています。</p> <p><b>カ 人権教育・啓発に関する基本計画</b></p> <p>人権教育・啓発推進法第7条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2002(平成14)年3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」（以下「国の基本計画」という。）が、以下の方針の下に策定されました。</p> <p>① 広く国民の一人一人が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得していく必要があり、そのためにはねばり強い取組が不</p>	<p><b>オ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律</b></p> <p>政府は、国内行動計画や人権擁護推進審議会の答申等を踏まえて、人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策を実施していましたが、より一層の推進を図るためにには、人権教育・啓発に関する基本理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定や年次報告等、所要の措置を法定することが不可欠であるとして、2000(平成12)年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下「人権教育・啓発推進法」という。）が議員立法により制定されました。</p> <p>同法第2条で、「この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。」と定義しています。</p> <p>基本理念については、同法第3条で、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。」と規定しています。</p> <p>また、地方公共団体の責務として、同法第5条で、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定しています。</p> <p><b>カ 人権教育・啓発に関する基本計画</b></p> <p>人権教育・啓発推進法第7条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2002(平成14)年3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」（以下「国の基本計画」という。）が、以下の方針の下に策定されました。</p> <p>① 広く国民の一人一人が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得していく必要があり、そのためにはねばり強い取組が不</p>	

現 基本計画（平成19年3月）	見 直 し 案	備考
<p>可欠であるとの観点から、中・長期的な展望の下に策定する。</p> <p>② 国内行動計画を踏まえ、より充実した内容のものとする。</p> <p>③ 人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえ、「人権教育・啓発の基本的な在り方」及び「人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るための方策」について検討を加える。</p> <p>④ 基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮するとともに、地方公共団体や民間団体等関係各方面から幅広く意見を聴取する。</p>	<p>可欠であるとの観点から、中・長期的な展望の下に策定する。</p> <p>② 国内行動計画を踏まえ、より充実した内容のものとする。</p> <p>③ 人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえ、「人権教育・啓発の基本的な在り方」及び「人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るための方策」について検討を加える。</p> <p>④ 基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮するとともに、地方公共団体や民間団体等関係各方面から幅広く意見を聴取する。</p>	
<p><b>2 基本計画策定の趣旨及び目的</b></p> <p>2002（平成14）年に策定された国の基本計画では、「地方公共団体、民間団体等がそれぞれの分野及び立場において、本基本計画の趣旨に沿った自主的な取組を展開することを期待する。」としています。</p> <p>富山県においては、2000（平成12）年に策定した富山県行動計画に基づき、人権教育・啓発を総合的に推進してきましたが、「人権教育のための国連10年」が2004（平成16）年に終了し、2005（平成17）年から新たに「人権教育のための世界計画」がスタートしたことや、富山県行動計画の策定以後に女性・子ども・高齢者・障害者など個々の人権問題に対応するための法律等が順次整備されてきたことなども踏まえて、人権教育・啓発推進法及び同法に基づく国の基本計画の趣旨に沿って富山県行動計画の内容を見直すとともに、名称も新たに「<u>富山県人権教育・啓発に関する基本計画</u>」と改めることにしました。</p> <p>この基本計画は、富山県が今後実施すべき人権教育及び人権啓発についての基本方針を明らかにするとともに、人権に関する具体的な施策の方向を示すことを目的としています。</p> <p><b>3 基本計画の基本理念</b></p> <p>人権は、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、誰もが個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営</p>	<p><b>2 基本計画策定の趣旨及び目的</b></p> <p>2002（平成14）年に策定された国の基本計画では、「地方公共団体、民間団体等がそれぞれの分野及び立場において、本基本計画の趣旨に沿った自主的な取組を展開することを期待する。」としています。</p> <p>富山県においては、2000（平成12）年に策定した富山県行動計画に基づき、人権教育・啓発を総合的に推進してきましたが、「人権教育のための国連10年」が2004（平成16）年に終了し、2005（平成17）年から新たに「人権教育のための世界計画」がスタートしたことや、富山県行動計画の策定以後に女性・子ども・高齢者・障害者など個々の人権問題に対応するための法律等が順次整備されてきたことなども踏まえて、人権教育・啓発推進法及び同法に基づく国の基本計画の趣旨に沿って富山県行動計画の内容を見直し、<u>2007（平成19）年に「富山県人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。</u></p> <p>この基本計画は、富山県が今後実施すべき人権教育及び人権啓発についての基本方針を明らかにするとともに、人権に関する具体的な施策の方向を示すことを目的としています。</p> <p><b>3 基本計画の基本理念</b></p> <p>人権は、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、誰もが個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営</p>	基本計画策定年次を追加修正

現 基本計画（平成19年3月）	見 直し 案	備考
<p>むうえで基本となる権利です。</p> <p>社会の中で様々な人権問題が生じている背景としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識、世間體や他人の思惑を過度に気にする一般的な風潮、あるいは、物の豊かさを追い求め、心の豊かさを軽視する社会的風潮等があげられますが、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化などもその要因になっていると考えられます。</p> <p>より根本的には、一人ひとりに人権尊重の理念についての正しい理解が未だ十分に定着していないことが指摘されています。</p> <p>また、地方は一般的に保守的であるとされていますが、富山県においても「進取の気性」がある反面、保守的な面もあり、その保守性から古いしきたりや風習に固執したり、閉鎖的になりがちであるとの指摘もあります。</p> <p>こうした状況を克服し、すべての人が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、一人ひとりが自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して人権を相互に尊重しあうことにより、各人の人権が調和的に行使され、人権の共存が達成されることが重要です。そのためには、一人ひとりに人権の意義やその重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や人権への配慮が日常生活においてもその態度や行動に現れるような人権感覚が備わっていくことが求められます。このことは、一人ひとりの心のあり方にかかわるものであることから、本来、社会を構成する人々の相互の間で自発的に達成されることが望ましく、各人が自己自身の課題として人権尊重精神の涵養を図ることが不可欠です。</p> <p>同時に、差別や虐待のような一方的な人権侵害など様々な人権課題がある現状においては、人権に関する施策を推進する責務を負う国が、積極的な施策の推進を図ることはもとより、県が国、市町村その他の関係機関と連携しながら、幅広い人権教育・啓発活動を通じて、学校、地域、家庭、職場など身近なところからお互いの人権を尊重し合えるような環境づくりを進めていくことが重要です。</p> <p>特に近年、小学生などの弱者を被害者とする残忍な事件をはじめ、い</p>	<p>むうえで基本となる権利です。</p> <p>社会の中で様々な人権問題が生じている背景としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識、世間體や他人の思惑を過度に気にする一般的な風潮、あるいは、物の豊かさを追い求め、心の豊かさを軽視する社会的風潮等があげられますが、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化などもその要因になっていると考えられます。</p> <p>より根本的には、一人ひとりに人権尊重の理念についての正しい理解が未だ十分に定着していないことが指摘されています。</p> <p>また、地方は一般的に保守的であるとされていますが、富山県においても「進取の気性」がある反面、保守的な面もあり、その保守性から古いしきたりや風習に固執したり、閉鎖的になりがちであるとの指摘もあります。</p> <p>こうした状況を克服し、すべての人が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、一人ひとりが自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して人権を相互に尊重しあうことにより、各人の人権が調和的に行使され、人権の共存が達成されることが重要です。そのためには、一人ひとりに人権の意義やその重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や人権への配慮が日常生活においてもその態度や行動に現れるような人権感覚が備わっていくことが求められます。このことは、一人ひとりの心のあり方にかかわるものであることから、本来、社会を構成する人々の相互の間で自発的に達成されることが望ましく、各人が自己自身の課題として人権尊重精神の涵養を図ることが不可欠です。</p> <p>同時に、差別や虐待のような一方的な人権侵害など様々な人権課題がある現状においては、人権に関する施策を推進する責務を負う国が、積極的な施策の推進を図ることはもとより、県が国、市町村その他の関係機関と連携しながら、幅広い人権教育・啓発活動を通じて、学校、地域、家庭、職場など身近なところからお互いの人権を尊重し合えるような環境づくりを進めていくことが重要です。</p> <p>特に近年、小学生などの弱者を被害者とする残忍な事件をはじめ、い</p>	

現 基本計画（平成19年3月）	見 直し 案	備考
<p>じめや児童虐待、ストーカー行為、交通機関利用の際のトラブルや近隣関係をめぐるトラブルに起因する事件等々、日常生活のあらゆる場面において、ささいなことから簡単に人が殺傷される事件が後を絶ちません。また、犯罪等による被害者（以下「犯罪被害者」という。）やその家族のプライバシー侵害等の人権侵害が社会問題となっています。</p> <p>その背景として、命を大切にする心や他人を思いやる心が薄れてきていることが指摘されており、改めて命の尊さ・大切さや、自分がかけがえのない存在であると同時に他人もかけがえのない存在であること、他人との共生・共感の大切さを真に実感できるような教育・啓発が求められています。</p> <p>また、国際化が進展する中にあって、広く県民の間に多様な価値観や生活様式を尊重し受け容れる心を育てていくことが強く求められていますが、これは、人間一人ひとりが異なる存在であることを認め合うことに他なりません。</p> <p>人権教育・啓発推進法は、基本理念として、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。」と定めるとともに、地方公共団体に対し、「基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する」よう求めています。</p> <p>富山県では、この人権教育・啓発推進法の基本理念にのっとり、人権感覚が県民一人ひとりの意識と行動に定着するよう人権教育・啓発の着実な推進に努めるとともに、常に人権の視点を踏まえて施策を推進することにより、誰もが安心して心豊かに暮らせる人権尊重社会の実現をめざします。</p>	<p>じめや児童虐待、ストーカー行為、交通機関利用の際のトラブルや近隣関係をめぐるトラブルに起因する事件等々、日常生活のあらゆる場面において、ささいなことから簡単に人が殺傷される事件が後を絶ちません。また、犯罪等による被害者（以下「犯罪被害者」という。）やその家族のプライバシー侵害等の人権侵害が社会問題となっています。</p> <p>その背景として、命を大切にする心や他人を思いやる心が薄れてきていることが指摘されており、改めて命の尊さ・大切さや、自分がかけがえのない存在であると同時に他人もかけがえのない存在であること、他人との共生・共感の大切さを真に実感できるような教育・啓発が求められています。</p> <p>また、国際化が進展する中にあって、広く県民の間に多様な価値観や生活様式を尊重し受け容れる心を育てていくことが強く求められていますが、これは、人間一人ひとりが異なる存在であることを認め合うことに他なりません。</p> <p>人権教育・啓発推進法は、基本理念として、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。」と定めるとともに、地方公共団体に対し、「基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する」よう求めています。</p> <p>富山県では、この人権教育・啓発推進法の基本理念にのっとり、人権感覚が県民一人ひとりの意識と行動に定着するよう人権教育・啓発の着実な推進に努めるとともに、常に人権の視点を踏まえて施策を推進することにより、誰もが安心して心豊かに暮らせる人権尊重社会の実現をめざします。</p>	
<p>4 基本計画の性格</p>	<p>4 基本計画の性格</p>	

現 基本計画（平成19年3月）	見 直 し 案	備考
<p>この基本計画は、富山県が推進する様々な施策及び諸計画に対し、人権尊重の理念に基づく基本指針としての性格を有するものです。</p> <p>この基本計画を踏まえ、現在既に実施されている諸施策及び今後実施しようとする諸施策を通じて、人権尊重の理念が広く県民の間に浸透し、実効性が確保されるよう努めるとともに、県政の推進に当たっては、常に人権の視点に十分留意していくこととします。</p>	<p>この基本計画は、富山県が推進する様々な施策及び諸計画に対し、人権尊重の理念に基づく基本指針としての性格を有するものです。</p> <p>この基本計画を踏まえ、現在既に実施されている諸施策及び今後実施しようとする諸施策を通じて、人権尊重の理念が広く県民の間に浸透し、実効性が確保されるよう努めるとともに、県政の推進に当たっては、常に人権の視点に十分留意していくこととします。</p> <p><b><u>5 基本計画の見直し</u></b></p> <p><u>富山県においては、基本計画の趣旨を踏まえ、県民への人権教育・啓発のための取組みをこれまで推進してきましたが、策定から10年余りが経過し、この間、人権問題に対応するための法律等が順次整備され、また、社会環境の変化とともに新たな人権をめぐる問題も生じてきていることから、基本計画の内容を見直すこととしたものです。</u></p>	見直しの趣旨を追記